

労働安全衛生法改正に伴う厚生労働大臣が定める研修^新

「安全管理者選任時研修」(1日コース)の開催について



労働安全衛生法第11条では、常時50人以上の労働者を使用する**事業場ごと**に安全管理者を選任する義務があります。その選任要件として平成18年4月1日労働安全衛生法が大幅改正され、その中で安全管理体制強化の一つとして、安全管理者には、産業安全の実務に所定の年数従事した経験を有する者のうち、厚生労働大臣の定める研修を修了することが必要となっています。(則第5条、告示第41号)

当支部では、この資格要件を満たすべく標記研修を以下の通り開催いたしますので、ご参加下さいます様ご案内申し上げます。(50人未満の事業場においても受講可です)

尚、従来は1.5日コースで開催していましたが、1日コースで開催しますので是非ご参加を宜しくお願いします。

記



- 1 日 時 2019年6月25日(火) 9時20分～19時55分
- 2 場 所 青色会館 4F会議室 (小田原市本町2-3-24)
- 3 講習科目 安全管理3h、
危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置3h、
安全教育1.5h、関係法令1.5h
- 4 受講資格 産業安全実務経験：高校卒 理科系4年以上、それ以外6年以上
大学卒 理科系2年以上、それ以外4年以上の者
- 5 会 費 **会員：12,260円(税込、テキスト代1,512円、お弁当代750円含む)**
一般：14,260円(税込、テキスト代1,512円、お弁当代750円含む)
※会員の方は、ネット申込みされまると会費が300円割引になります。
- 6 定 員 30名(定員になり次第締め切ります)
- 7 申込方法 小田原支部HPからの**NET**申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえ
FAXにて6月14日(金)迄にお申込み下さい。
(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局
FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)

※本研修の修了者には「修了証」を交付致します。**認印をご持参下さい。**

※当研修および修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

※申込み後の取り消しは、テキスト発注の関係で6月18日(火)までをお願いいたします。

それ以後は、準備の都合上お受けできませんのでご了承ください。

※H23年度より**修了証が本部発行のため氏名(戸籍上の漢字)、生年月日の正確な記入をお願いします。**

6月25日・安全管理者選任時研修申込書

事業場名 _____ 住所 〒 _____

会員番号 _____ 担当者 _____ TEL _____ FAX _____

※	氏 名	西暦 生年月日	現 住 所 (郵便番号は必ず記入してください)
	フリガナ		〒
	フリガナ		〒

会費の支払方法 ☐ 当日持参 ☐ 領収証は事業場まとめて1枚発行
☐ 領収証は受講者ごとに個別に発行
☐ 銀行振込 月 日振込予定(恐縮ですが振込手数料は貴事業場にてご負担下さい)
☐ 横浜銀行小田原支店 普通 0056462
名義人 神奈川労務安全衛生協会小田原支部